

令和2年度からのDMAT事務局の体制について

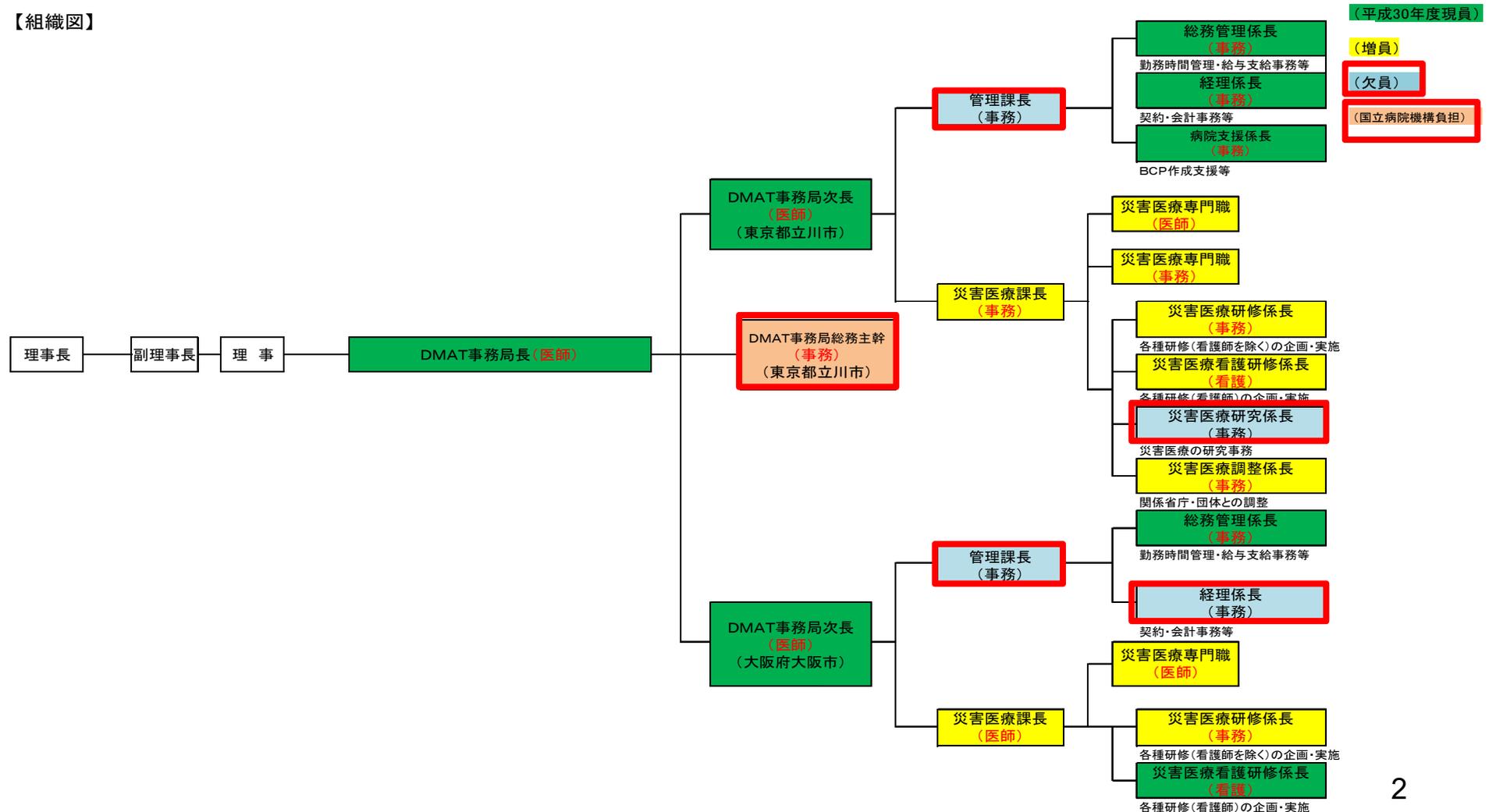
【概要】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」とされ、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において平成30年7月に「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会における議論の整理（以下、「議論の整理」）が取りまとめられたところ。
- 議論の整理において、DMAT事務局の体制について「DMAT事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、DMAT事務局の人員増強を行う」ことが挙げられた。
- これまで「国立病院機構災害医療センター」と「国立病院機構大阪医療センター」それぞれの病院が受託していた厚生労働省DMAT事務局業務を実施するため、令和2年4月より国立病院機構本部の一組織として「独立行政法人国立病院機構本部DMAT事務局」を新設した。
- 人員体制については、平成30年度常勤職員数8名に対し、令和2年度から非常勤職員の一部を常勤職員とし、18名体制となっている。また、事務局員ではないNHO職員や非常勤職員が行う業務があるため、引き続き、体制の検討を行っていく。

独立行政法人国立病院機構本部DMAT事務局組織図(令和2年4月1日)

- 国立病院機構本部にDMAT事務局を設け、事務局長を置き、業務は災害医療センター及び大阪医療センターで実施することとし、それぞれに事務局次長を置き、2課体制（管理・運営）とした。

【組織図】



(平成30年度現員)
(増員)
(欠員)
(国立病院機構負担)

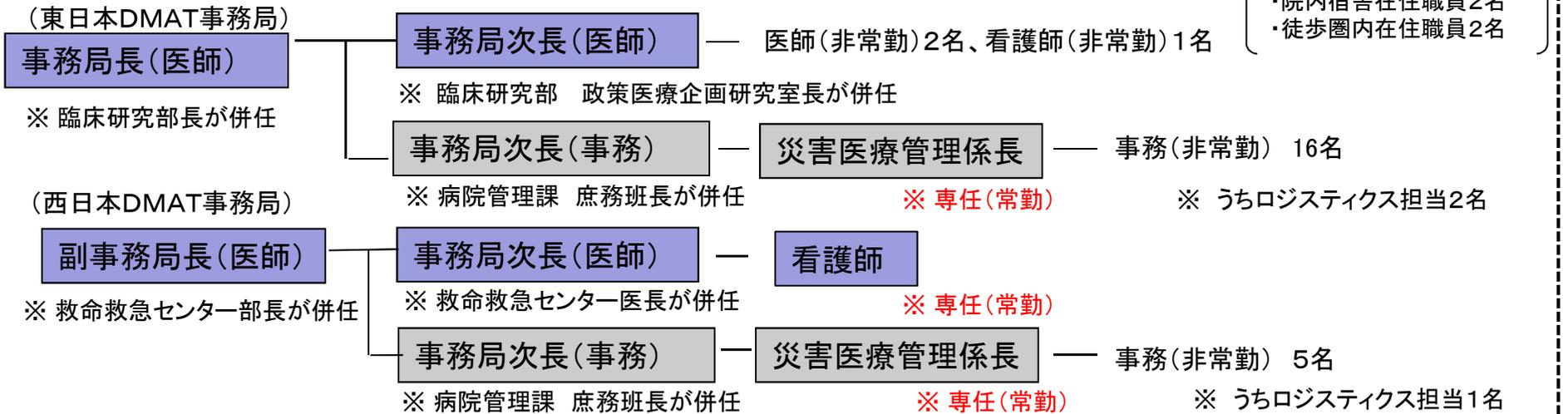
参考資料

DMAT事務局体制の現状と課題 (第1回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会資料より引用)

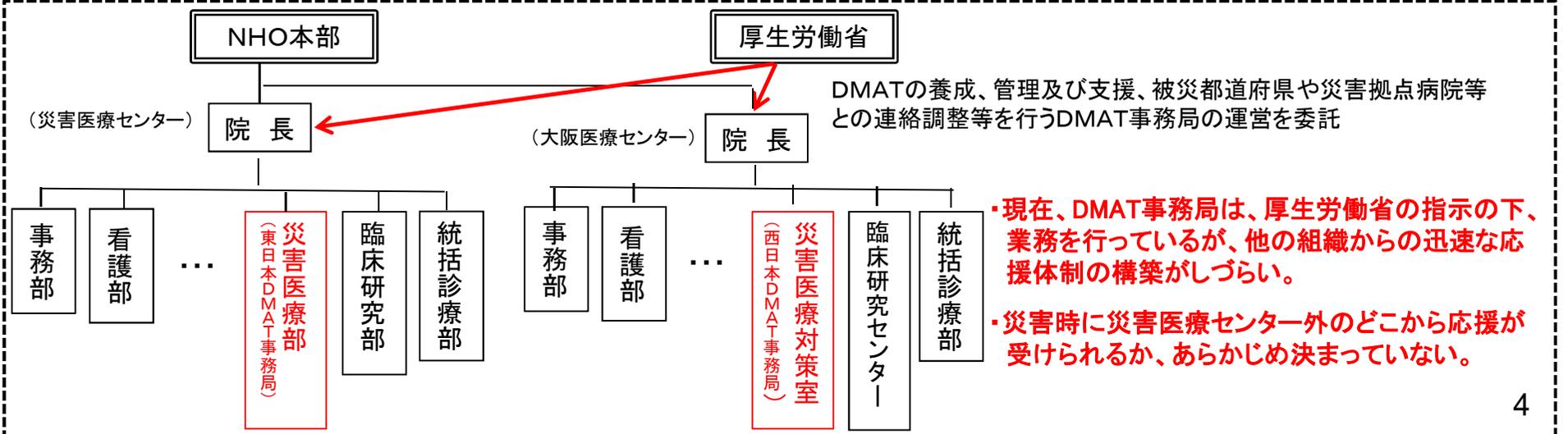
【現状・課題】

- 災害発生時のDMAT事務局の体制(非常勤職員での対応など)が脆弱。
- 迅速かつ効率的な対応が求められる大規模災害に備え、バックアップ要員による応援が得られる体制が望ましい。

現在の体制 (平成29年11月1日現在) 東西計 33名(うち医師6名。専任常勤3名) ※ 休日夜間はオンコールで、災害が発生したら参集



・併任・非常勤が多く、特に大規模災害時に広域搬送調整等で必要なロジスティクスの専門知識を持つ者が非常勤職員しかない。



- ・現在、DMAT事務局は、厚生労働省の指示の下、業務を行っているが、他の組織からの迅速な応援体制の構築がしづらい。
- ・災害時に災害医療センター外のどこから応援が受けられるか、あらかじめ決まっていない。

救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会における議論の整理

(第7回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会資料より抜粋)

I. 方針が明確化された論点

1. DMAT事務局の体制強化について

(現状と課題)

- DMAT事務局は、平成22年度にNHO災害医療センター、平成25年度にNHO大阪医療センターに設置され、平時にはDMATの養成及び隊員管理や活動の向上に係る業務を行い、顔の見える関係を形成し、災害時には被災地へのDMAT派遣調整等の業務を行っている。
- DMAT事務局には、東西の事務局に33人の人員が配置されているが、専任の常勤職員は3名であり、併任や非常勤職員が大部分を占めており、体制が脆弱である。
- 平成28年の熊本地震では、発災直後の急激な業務量の増加を、外部からの応援を得て対応した。しかし、応援する者があらかじめ任命されていたのではなく、日頃からのつながりを頼ることにより、専門家の協力が得られたというものであった。

(方針)

- 大規模災害時に備え、DMAT事務局の人員増強を行うとともに、大規模災害時に他の病院等からロジスティクスを含めた災害医療の専門知識をもつ者の応援が得られる体制を整備する。
- また、DMAT事務局が病院内の一部門となっている現状を改める。また、あらかじめDMAT事務局を支援する団体（専門家）を決めておき、災害時にDMAT事務局におけるリーダー人材（DMAT事務局参与に任命）や応援人員を外部から得られるようにする。これらの人材育成のための研修事業を創設し、DMAT事務局の業務を担う人材を確保する。
- なお、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）では、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」と明記されている。